

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第4区分
 【発行日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【公開番号】特開2012-16181(P2012-16181A)
 【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)
 【年通号数】公開・登録公報2012-003
 【出願番号】特願2010-150936(P2010-150936)
 【国際特許分類】

H 0 2 M 3/28 (2006.01)

【 F I 】

H 0 2 M 3/28 C

H 0 2 M 3/28 V

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月1日(2013.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の電圧を生成する第1生成手段及び第2の電圧を生成する第2生成手段を備える生成回路と、

前記第1の電圧を有する第1の電力を出力する第1出力手段と、

前記第1の電圧と前記第2の電圧を加算した電圧を有する第2の電力を出力する第2出力手段と、

前記第1の電力の供給経路と前記第2の電力の供給経路の共通部分に設けられるヒューズと、

を有することを特徴とする電源装置。

【請求項2】

前記生成回路は、1次巻線、第1の2次巻線、及び前記第1の2次巻線と前記供給経路を介して直列に接続される第2の2次巻線を有することを特徴とする請求項1に記載の電源装置。

【請求項3】

前記第1生成手段は、予め設定された設定電圧を基準とする基準誘起電圧を誘起し、

前記第2生成手段は、前記基準誘起電圧を基準とする従属誘起電圧を誘起し、

前記生成回路は、前記基準誘起電圧を整流した電圧を有する第1の電力を生成する第1の整流回路と、前記基準誘起電圧と前記従属誘起電圧の合計電圧を整流した電圧を有する第2の出力電力を生成する第2の整流回路と、を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の電源装置。

【請求項4】

前記ヒューズの定格電流と、前記生成回路が生成する複数の電圧のうち最も高い電圧との積が有限電源規制によって決められた値を満たすことを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の電源装置。

【請求項5】

前記生成回路は、前記複数の電力の合計電力の時間平均値が有限電源規制によって決められた値を満たすことを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の電源装置。

【請求項6】

前記生成手段は、第3の電圧を生成する第3生成手段をさらに備え、

前記ヒューズは、前記第1の電力の供給経路と前記第2の電力の供給経路と前記第3の供給経路との共通部分に設けられることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の電源装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明による電源装置は、第1の電圧を生成する第1生成手段及び第2の電圧を生成する第2生成手段を備える生成回路と、前記第1の電圧を有する第1の電力を出力する第1出力手段と、前記第1の電圧と前記第2の電圧を加算した電圧を有する第2の電力を出力する第2出力手段と、前記第1の電力の供給経路と前記第2の電力の供給経路の共通部分に設けられるヒューズと、を有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

ヒューズFU1は電流経路X上に設けられるので、第1の電力の負荷電流I1は、ダイオードD1から出力され、ヒューズFU1を経由して出力端子V1から記録ヘッドに供給される。また、第2の電力の負荷電流I2は、ダイオードD1から出力され、ヒューズFU1、2次巻線4及びダイオードD2を経由して出力端子V2から駆動源に供給される。